

平成25年度第2学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民法基礎3	教員名	高橋智也
-------	-------	-----	------

【問題】

次の【事実】を前提として【設問Ⅰ】及び【設問Ⅱ】に解答しなさい。なお、【設問Ⅰ】と【設問Ⅱ】は相互に独立した問題である。また、当事者の間に発生する利息や遅延損害金は考慮に入れなくてもよいものとする。

【事実】

1. A社は、九州地方を中心として冷凍食品の製造・販売を行っている会社であるが、このほど、国内シェアトップの大手冷凍食品会社B社から、B社ブランドの商品Xの製造を請け負うことになった。
2. A社は、現有の製造ラインではB社が求める数量を安定的に製造することができないと考え、A社所有の甲地上に新たに工場を建設し、B社の需要に応じることにした。また、A社の保有資金だけで工場を建設することは困難であったので、C銀行から融資を受けて工場の建設資金の一部に充てることになった。そこで、2012年1月31日、A社とC銀行は、(a) C銀行はA社に対して1億円を貸与する、(b) 弁済期は2014年1月31日とする、(c) (a)に基づいて生じる返還債務を担保するために、A社は、C銀行を債権者として、甲地上に建設される工場用建物に抵当権を設定する、という内容の契約を締結した。これに基づき、C銀行はA社に対して1億円を貸し付けた。
3. A社は、工場の建設を不動産建築会社に請け負わせ、2012年10月初旬に工場用建物乙が完成した。その後、同月13日付けで、乙に関するA社の所有権保存登記、C銀行を債権者とする順位一番の抵当権設定登記（被担保債権額：1億円）がそれぞれ経由された。
4. A社は、乙の完成に先立つ同年8月下旬、Xを製造するために用いる機械2台（以下、これらをあわせて「丙」と言う。）をD社に対して発注していたが、丙は同年10月15日に乙内に設置された。設置工事はD社によって行われたが、丙は乙の床面にボルトで固定されているものの、その取り外しは可能である。なお、A社は代金合計3,500万円をD社から購入しており、売買代金は契約締結時に1,500万円を、2014年1月15日に2,000万円をそれぞれD社に対して支払うことになっている。A社は、D社との間で丙の売買契約を締結した日時において、D社に対して代金1,500万円を支払った。
5. 2012年11月初旬以降、A社はXの製造を開始し、毎月一定量をB社に対して売却していた。ところが、Xの売却益は、当初A社が期待していたほどには伸びず、2013年10月頃には、Xの製造はA社の経営にとって不採算業務となっていた。他方、東アジア及び東南アジアへの販路拡大を狙っていたB社にとって、九州地方にあるA社の工場は非常に魅力的であった。このようなA社とB社の思惑が合致し、同年12月25日、両社の間で、A社がB社に対して甲地の賃借権付きで乙を売却する旨の契約（以下、「本件契約」と言う。）が締結された。本件契約の概要は、(i) A社はB社に対して乙及び丙を代金1億円

で売却する（代金の内訳は、乙が 8,000 万円、丙が 2,000 万円とされている。）、(ロ) 売買代金の支払いは 2014 年 2 月 10 日に行う、という内容となっている。なお、A 社は、本件契約(イ)に基づいて発生する売買代金債権のうち丙の売買代金に相当する 2,000 万円分の債権を D 社に対して譲渡すること（以下、「本件債権譲渡」と言う。）を D 社と合意しており、本件契約の締結日において、B 社が本件債権譲渡を承諾する旨の公正証書が作成された。なお、A 社から B 社への乙の所有権移転登記手続は 2014 年 1 月 10 日付けで行われている。

【設問Ⅰ】

A 社は、2014 年 1 月 31 日、C 銀行に対する 1 億円の弁済をすることができなかった。そこで、C 銀行は、同年 2 月 5 日、本件契約に基づく売買代金債権 1 億円全額を差し押さえ、その差押命令が同月 7 日に B 社へと到達した。【事実】1.～ 5.をもとに、C 銀行による差押えについて生じる法律上の問題点を全て指摘し、それぞれについてどのように考えるべきかを検討しなさい。

(配点：40 点)

【事実】(以下は、【事実】1.に後続する事実である。)

6. A 社と B 社は、X の継続的な売買について、次のような内容の契約を締結した。すなわち、(a) A 社は B 社に対して X 500 ケースを代金 400 万円で毎月末日に売却する、(b) X 500 ケースは A 社が B 社の倉庫まで搬送し、B 社は X 500 ケースと引き換えに代金 400 万円を支払う、というものである。

7. 2013 年 11 月末日、A 社は X 500 ケースを B 社の倉庫まで搬送したが、倉庫内に X 500 ケースを格納するスペースがないことを理由として、B 社は受取りを拒絶した。また、同年 12 月末日、A 社が X 1,000 ケースを B 社倉庫まで搬送したところ、同年 11 月末日と同様の理由で B 社は受取りを拒絶した。この時点において、A 社には、B 社が X 500 ケースの受取りを拒絶したことを原因として 1,000 万円の損害が発生している。なお、A 社は、当座預金、社屋及び工場並びにそれらの敷地を有しているが、当座預金の残高は数万円であり、かつ社屋及び工場並びにそれらの敷地については抵当権が設定されており、いずれも担保割れの状態にあるものとする。また、A 社は、大手の冷凍食品会社である B 社と法的な紛争に発展することを恐れ、B 社に対して特段の請求を行っていない。

【設問Ⅱ】

E 社は、A 社に対して冷凍食品の原材料を卸している会社であるが、2014 年 1 月 1 日の時点で、A 社に対して合計で 900 万円の売買代金債権（以下、「本件債権」と言う。）を有しており、そのいずれについても弁済期が到来している。E 社は債権者代位権を行使して本件債権の回収を図ることを考えた。【事実】1.及び 6.～ 7.をもとに、E 社による債権者代位権の行使が認められるか否かを検討しなさい。なお、解答に当たっては、① E 社が代位行使することが考えられる A 社の権利を全て指摘し、② それぞれについて B 社から提出されるであろう反論を踏まえつつ論述をすること。ただし、②については、B 社から提出されるであろう反論が存在しなければ、その旨を明記しなさい。

(配点：40 点)

平成29年度第2学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民事訴訟法基礎	教員名（署名）	名津井 吉裕
-------	---------	---------	--------

〔1〕 次の小問に答えなさい。（配点30点。各10点）

- （1） 積極的釈明と消極的釈明の違いを踏まえ、貸金返還請求訴訟の被告に対し、裁判所が、消滅時効の抗弁について釈明する場合がどちらに該当するかについて、簡潔に説明しなさい。
- （2） 法定訴訟担当と任意的訴訟担当の関係について、それぞれ具体例を一つ示して、簡潔に説明しなさい。
- （3） 証明度の意義を明らかにし、本証と反証の違いにつき、証明度と関連づけて簡潔に説明しなさい。

〔2〕 次の事例を読んで、問題に答えなさい。（配点30点）

【事例】 事業者Aと亡妻の間にはXおよびBの二人の子がいたが、Aは死亡し、XおよびBが共同相続した。その後Bが死亡し、Bの妻Yが単独相続したものととして、BからYへの相続を原因とする甲土地の所有権移転登記がされていた。これに納得のいかないXは、甲土地はAの遺産であるから、自分には2分の1の共有持分権があるとして、Yに対して所有権移転登記（更正登記）手続を求める訴え（以下、「本訴」という。）を提起した。

本訴におけるXおよびYの言い分は、次のとおりである。

〔Xの言い分〕 甲土地は、生前にAがDから購入したが、税金対策のため、便宜上Bの名義で登記された。よって、Aが死亡した場合、XおよびBが各2分の1の割合で相続している。

〔Yの言い分〕 甲土地をDから購入したのは、登記名義が示すとおりB自身であり、かりにAが売買代金の一部を援助した事実があったとしても、それはBに対する贈与であったと思われる。BとYの間には子がいない以上、Bの死亡によって甲土地を相続したのはYである。

本訴において、甲土地の元々の所有者がDであることについては、XおよびYの間に争いはなかった。これに対して、甲土地をDから購入したのは誰か、という点については争点となった。そこで、裁判所は、証拠調べを実施したところ、次のような心証を抱くに至った。

（ア）Aが甲土地をDから購入した際、B名義の所有権移転登記が経由されたが、当時AにはBの所有とする意思がなかった。

（イ）Bは、Aの事業をよく手伝い、実質的にこれを承継した頃にはAの意思が変化し、Aが死亡した頃にはすでに甲土地をBに所有させる意思を固めていた。

【問題】 裁判所は、上記（ア）（イ）の心証に基づき、AからBへの死因贈与があったも

のと認定し、Xの請求を棄却することができるか。あなたの意見を述べなさい。なお、甲土地の元の所有者がDであるものとして解答すること。

〔3〕 次の事例を読んで、問題に答えなさい。(配点40点)

【事例】 X所有の甲土地(以下、「甲地」という)は、Y所有の乙土地(以下、「乙地」という)と隣接していたが、Yが乙地上に所有する丙建物の一部が、甲地上にはみだし、両地にまたがっていた。Xは、このことをYに対して抗議したが、誠実な対応がなかった。そこで、Xは、Yに対し、甲地上にある丙建物の一部の収去甲地明渡しを求めるとともに、甲地の不法占拠による賃料相当損害金として平成20年5月16日から明渡し済みまでの月額10万円の割合による金員の支払いを求める訴訟(以下、「前訴」という。)を提起した(平成24年5月21日)。裁判所は、Xの甲地明渡し請求を認容するとともに、損害金については平成20年5月16日から甲地の明渡しに至るまで月額8万円の限度で認容する旨の判決をし、同判決は確定した(口頭弁論終結日：平成27年2月10日)。

Yは、前訴判決後も、甲地の占有を継続していたが、Xは甲地の西側隣接地において駐車場を経営しており、甲地についてもいずれは駐車場として利用する予定であることは、前訴提起当時Yも知りうる状況にあった。ところが、前訴の口頭弁論終結後、物価の上昇、土地価格の高騰、固定資産税・都市計画税の増大、甲土地周辺における商業施設の整備等により、甲地の平成28年4月当時における賃料相当額は月額24万円になっていた。そこで、Xは、Yに対し、平成28年1月1日から甲地上にある丙建物の一部を収去し、甲地の明渡し済みに至るまで、甲地を駐車場として使用することによって得べかりし自動車保管料相当損害金と前訴確定判決により認められた賃料相当損害金との差額である16万円の支払いを求める訴訟(以下、「本訴」という。)を提起した(平成29年11月2日)。

【問題】 裁判所は、Xの本訴請求をどのように処理すべきか。解答に際しては、事例と同様の事案に関する判例の見解に言及し、その当否を検討した上で、あなたの意見を述べなさい。なお、Xの本訴請求には訴えの利益が認められるものとする。

民法 3 H25 期末 (設問 2)

1 E 社は、A 社に対する本件売買代金債権を被保全権利として、A 社が B 社に対して有する債権を代位行使 (民法 (以下法令名略) 423 条) することができるか。

(1) 債権者代位権の要件は、①被保全債権の存在、②保全の必要性、③被代位権利の存在、④債権者が被代位権利を行使しないこと、⑤被代位権利が一身専属権および差押え禁止債権でないこと、である。

(2) まず、E 社は 2014 年 1 月 1 日の時点で A 社に対する本件売買代金債権 900 万円を有している (①充足)。

次に、債権者代位権は責任財産の保全を制度趣旨とすることから、債務者の無資力が必要となる。本問では A 社は当座預金の残高が数万円であり、かつ社屋及び工場並びにそれらの敷地については抵当権が設定されており、いずれも担保割れの状態にある。A 社は B 社に対して有する債権以外にめぼしい財産を所有していないことから、A 社は無資力であるといえる (②充足)。

さらに、A 社は、大手の冷凍食品会社である B 社と法的な紛争に発展することを恐れ、B 社に対して有する債権に基づいて何らの請求も行っていない (④充足)。なお、A 社が B 社に対して有する売買代金債権は財産権であり、また、差押え禁止債権ではない (⑤充足)。

2 もっとも、A 社が B 社に対して有する債権は、A 社・B 社間の X の継続的な売買契約 (以下、「本件売買契約」) (555 条) の条項(a)に基づき、2013 年 11 月、12 月分を併せた X1000 ケース 800 万円の売買代金債権、その代金支払債務の不履行を理由とする損害賠償債権 (415 条 1 項)、受領遅滞を理由とする損害賠償債権 (413 条、415 条 1 項) が考えられるところ、これらのうち E 社はどの債権を代位行使できるかが問題となる。

(1) まず、A 社は B 社に対して毎月末日に X500 ケースを代金 400 万円で売却する旨の合意がなされたが、現在に至るまで、B 社は 11 月、12 月末分の X500 ケースの受領および代金払込みのいずれも行っていないことから、A 社は B 社に対して 800 万円の売買代金債権を有している。

したがって、E 社は当該売買代金債権を被代位権利として、債権者代位権を行使することが考えられる。

(2) これに対し、B 社は、A 社の X500 ケースの持参債務と引換えに A 社に対して 800 万円の代金支払債務を負っているところ、A 社は未だ 11 月末・12 月末分の X500 ケース

を履行していないことから、B 社には同時履行の抗弁権 (533 条) があり、したがって 800 万円の代金を支払わなくてよいと反論することが考えられる。

ア 本問では、A は 2013 年 11 月末日に X500 ケースを、12 月末日に 11 月分も併せた 1000 ケースを B 社の倉庫まで搬送し、現実の提供を行っているところ、現実の提供があった場合、B 社の同時履行の抗弁権が消滅するかが問題となる。

イ この点、たとえ 1 度現実の提供を行ったとしても、その後の事情の変化によって提供者は再度履行しない場合も考えられることから、1 度限りの現実の提供で同時履行の抗弁権を消滅させることは不公平であるし、また、仮に同時履行の抗弁権を認めた場合は、訴訟において引換給付判決がなされるだけであるから、提供者にとって不利益になるとはいえない。

したがって、継続的な現実の提供がない限り、相手方の同時履行の抗弁権は消滅しないと解する。

ウ 本問では、A は 11 月末日、12 月末日に、X1000 ケースを B 社の倉庫へ搬送したのみであるから、履行の提供を継続したとはいえない。したがって、B 社の同時履行の抗弁権を消滅させることはできない。

(3) よって、B 社の反論は認められ、A 社が B 社に対して有する 800 万円の売買代金債権を代位行使することによる E 社の債権回収は認められない (③不充足)。

3 次に、A 社が 11 月末日に X500 ケース、12 月末日に X1000 ケースを搬送したにもかかわらず、B 社は A 社の銀行口座に代金 800 万円を払い込んでいないことから、A 社は、B 社の代金支払債務の履行遅滞を理由とする損害賠償債権を有すると考えられる。

(1) 履行遅滞を理由とする損害賠償請求 (415 条 1 項) の要件は、(a)債務の存在、(b)履行期の合意と履行期の徒過、(c)債権者の履行の提供、(d)債務者に免責事由のないこと、(e)損害の発生およびその額、(f)(b)と(e)との因果関係、である。

(2) 本問では、本件売買契約が成立し、毎月末日に A 社の銀行口座に代金 400 万円を払い込む旨の合意があったが、11 月・12 月末日にそれぞれ代金 400 万円の払込みはなされなかった ((a)・(b)充足)。

そして、A 社は約定どおり、11 月・12 月末日にそれぞれ X500 ケースを B 社の倉庫へ搬送している ((c)充足)。

さらに、B 社が代金を払い込まない点につき、不可抗力、A 社の行為、第三者の行為を理由とする免責事由は存在しない ((d)充足)。

そして、B 社の履行遅滞によって A 社には 1000 万円の損害が発生している ((e)・(f)充足)。

(3) 他方、これに対する B 社の反論は考えられない。 ~~同時履行の抗弁権~~

(4) よって、A 社が B 社に対して有する履行遅滞を理由とする 1000 万円の損害賠償請求権を代位行使することにより、E 社の債権回収が認められる (③充足)。

4 さらに、A 社は、B 社の受領遅滞を理由とする損害賠償請求権を有すると考えられる。

(1) 受領遅滞の要件は、(a)債務の存在、(b)債務者が債務の本旨に従った履行の提供をしたこと、(c)債権者が受領しないこと、(d)債権者の帰責事由の存在、(e)損害の発生およびその額、(f)(c)と(e)との因果関係、である。

(2) 本問では、B 社は毎月末日に A 社の銀行口座に代金 400 万円を払い込むという債務を負っているところ、A 社が 11 月・12 月末日に甲 500 ケースを B 社の倉庫まで搬送したが、B 社がその受領を拒絶している ((a)・(b)・(c)充足)。

そして、倉庫内に X500 ケースを格納するスペースがないことを理由とする受領拒絶は B 社の身勝手な理由によるものであることから、B 社には帰責事由があるといえる ((d)充足)。

さらに、B 社の受領拒絶によって 1000 万円の損害が生じている。((e)・(f)充足)。

(3) これに対し、B 社の反論として、受領に関して債権者を債務者と扱うことについては、その旨を定めた民法上の規定がないことから、債権者は受領拒絶によって債務不履行責任を負うことはなく、従って B 社に 400 万円の損害賠償責任は発生しない、と主張することが考えられる。

しかし、債権者には本来債務の履行遅滞があるにもかかわらず、反対債務である受領義務が認められないというのは、互いに協力して契約内容を実現するという双務契約の趣旨に反することから妥当でない。

そこで、債権者は本来債務とは別の受領義務を負い、この義務に違反した場合は債務不履行責任を負うと解する。

したがって、B 社は、12 月末に A 社が X500 ケースを B 社の倉庫に搬送した時点で、受領遅滞による債務不履行責任を負う。㊦

(4) よって、A 社が B 社に対して有する受領遅滞を理由とする損害賠償請求権を代位行使することにより、E 社の債権回収が認められる (③充足)。

5 以上より、E 社は、B 社に対して、A 社が B 社に対して有する、債務不履行を理由とする損害賠償請求権、受領遅滞を理由とする損害賠償請求権について債権者代位権を行使することができる。

以上

民事訴訟法 H29 期末 問 3

1 前訴の訴訟物は、(甲土地の)所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権と不法行為に基づく損害賠償請求権の2個である。そして、前訴判決は確定しているため、かかる訴訟物につき既判力が生じる(民事訴訟法(以下法令名略)114条1項)。前訴訴訟物の損害賠償請求権については、一部認容判決がなされているため、既判力は、土地明渡済みに至るまでの賃料相当損害金月額8万円の存在と、月額2万円の不存在について生じる。

2 そして、本訴の訴訟物は、不法行為に基づく損害賠償請求権である。もっとも、本訴の請求は、自動車保管料相当損害金の支払いを求めるものであり、前訴の賃料相当損害金とは別個の請求とも思える。

しかし、賃料相当損害金と、自動車保管料相当損害金は、Yの不法占有という原因事実を共通にするものであるから、損害の内容を同じものとすると考えられる。また、甲地の駐車場利用という事情は口頭弁論終結時までに生じていたものであるから、新事由として後訴で新たに主張することは、被告の応訴の負担、矛盾判決の防止という観点から許されない。

Xは、前訴提起の時点でも甲地を駐車場として利用する予定であり、Yもこれを知りうる状況にあった。Yとしては前訴で不法占有に基づく損害について主張立証が尽くされていたといえ、自動車保管料相当損害金を再度争わせることは応訴の負担となる。また、矛盾判決が生じるおそれもある。そうだとすると、本訴訴訟物と前訴訴訟物は同一である。したがって、前訴の確定判決の既判力と抵触するため、本訴の訴えは却下となるのが原則である。

3 そうだとすると、Xは、前訴判決で確定された月額8万円を超える損害金の請求はできないか。この点、前訴は賃料相当損害金の一部請求と解すると、判決が確定した後の残部請求は既判力に抵触せず、残部請求は許されるのではないか。

(1) この点、実体法上、権利の一部行使が認められ、訴訟上も処分権主義(246条参照)が妥当する以上、原告の意思を尊重すべきであり、また、認容されるべき金額の予測が困難な場合に債権の一部を訴訟物とすることを認めないと、訴訟費用が乏しい原告に酷である。もっとも、被告が一部請求であることを知らずに訴訟行為をすると、残部請求は被告にとって不意打ちとなる。

したがって、原告が一部であることを明示して請求した場合には、一部請求の訴訟物は債権の一部であると考ええる。

そうすると、一部請求が認容された場合はもちろん、全部または一部を棄却された場合も残部請求が許されることになりそうである。

(2) しかし、一部請求の一部を棄却する旨の判決は、債権の全部について行われた審理の結果に基づいて、当該債権が全く現存しないかまたは一部として請求された額に満たない額しか現存しないとの判断を示すものであって、のちに残部として請求しうる部分が存在しないとの判断を示すものである。

したがって、このような場合の残部請求は、紛争の不当な蒸し返しであり、特段の事情がない限り、信義則(2条)に反して許されないと考える。

(3) 本件では、前訴で、賃料相当損害金月額10万円の請求を一部請求と解するとしても、前訴判決は月額8万円の限度で一部認容判決を下し、その余の請求を棄却している。したがって、前訴判決は、月額8万円を超える賃料相当損害金は存在しない、とするものである。

(4) したがって、Xの本訴請求は、紛争の不当な蒸し返しであり、信義則に反して許されない。

4 もっとも、Xの本訴請求は、前訴の口頭弁論終結後に生じた甲土地の地価高騰等の事情変更を前提としている。前訴で確定した賃料相当損害金が、事情変更によって不当となった場合、後訴で相当賃料額との差額を求める主張をすることが許されるか、まず、判例の見解について述べる。

(1) この点、土地明渡に至るまで継続的に発生すべき一定の割合による将来の賃料相当損害金についての所有者の請求は、当事者間の合理的な意思及び借地借家法11条の趣旨を考慮すると、土地明渡が近い将来に履行されるであろうことを予定して、それに至るまでの右の割合による損害金の支払を求めるとともに、将来、不法占拠者の妨害等により明渡が長期にわたって実現されず、事実審口頭弁論終結後の特段の事情により認容額が適正賃料額に比較して不当となるに至った場合に生ずべきその差額に相当する損害金については、主張立証することが不可能であり、これを請求から除外する趣旨のものであると考えられる。

(2) そして、これに対する判決もまたそのような趣旨のもとに右請求について判断をしたものというべきであって、その後の事情変更により認容額が不当となった場合には、その請求は一部請求であったこととなり、前訴判決の既判力は、当該差額に相当する損害金の請求には及ばず、所有者が不法占拠者に対し新たに訴えを提起してその支払を求めることを妨げるものではないと考える。

(3) したがって、後訴で相当賃料額との差額を求める主張は許される。

5 上記判例に対し、前訴を明示の一部請求と解さず全部請求とみて、既判力の本質が、手続保障が与えられたことによる自己責任の点にあることから、手続保障の欠如を理由に既判力の範囲を縮小させる見解もある。しかし、既判力の本質は紛争の蒸し返し防止にもあるところ、手続保障の欠如から直接に既判力を否定できると解することは難しい。

6 そこで、上記判例の見解に即して、本件を処理すべきである。本件では、「特段の事情」があるかが問題となる。

(1) 本訴提起時において、甲地の賃料相当損害金は月額 24 万円になっている。これは、前訴口頭弁論終結後、物価の上昇、土地価格の高騰、固定資産税・都市計画税の増大、甲土地周辺における商業施設の整備等の事情により甲地の地価に影響を与えたものである。前訴口頭弁論終結日は平成 27 年 2 月 10 日であり、本訴は、平成 29 年 11 月 2 日に提起されている。前訴基準日から 2 年半以上も経過しており、X は、これらの事情による 2 年半先の土地価格の上昇を予測することは不可能であったといえる。そうだとすると、前訴の認容した月額 8 万円の賃料相当損害金との差額の月額 16 万円の自動車保管料相当損害金については、X は主張立証することは不可能であり、差額については前訴請求から除外する趣旨であったというべきである。

(2) したがって、前訴判決の既判力は、差額の月 16 万円自動車保管料相当損害金には及ばず、X の本訴提起は適法である。ok

7 よって、裁判所は X の本訴請求につき、審理すべきである。

以上

H25 民法基礎 3 [設問Ⅱ]

- 権の行使
- 1 本問において E 社による債権者代位訴訟は認められるか。
- (1) 債権者代位権の行使が認められるためには債務者たる A の第三債務者 B に対する、(a) 被代位権利の存在すること。更に EA 間の、(b) 被保全債権の存在、及びその被保全債権に、(c) 保全の必要性のあること。また (d) 債務者が被代位権利を行使しないこと、が要件としてあげられる。ただし書き
- (2) まず法律要件(a)から検討する。E は A に対して 900 万円の売買代金債権を有しており、そのいずれについても 2014 年 1 月 1 日には弁済期が到来している(a 充足)。
- 次に、法律要件(b)については、E は 2014 年 1 月 1 日時点で本件債権を有していることからその充足が基礎付けられる(b 充足)。更に、法律要件(c)に言う保全の必要性とは、責任財産の保全という債権者代位権の趣旨・目的に照らすと、債務者が無資力であることを意味する。この点については、A の当座預金残高が数万円であること、社屋及び工場並びに敷地についてはいずれも抵当権が設定されており、担保割れの状態にあることから A 社は無資力であるといえる(c 充足)。最後に、(d)については、A が B に対して損害に対して特段の請求を行っていないという事実から被代位権利を行使していないといえる(d 充足)。
- 2 そして B は、A が目的物を持参したにもかかわらず、本件売買契約に定められた期日において代金を支払っていないのであるから、売買代金支払債務につき履行遅滞の状態にある。その結果、A は B に対して損害賠償金債権を有することになるから、これを被代位権利とする債権者代位権の行使を想定することができる。
- (1) AB 間に被代位権利が存在するとはいえ、A から B に対する請求は認められるのであろうか。
- ?
- ここで AB 間において受領遅滞を理由とする損害賠償金債権が成立するか検討する。法律要件として、① 本来債務の発生原因事実、② ①について履行期の定めがあり、債務者が履行期を徒過したこと、③ 債権者が自己の債務について現実の提供をしたこと、④ 履行遅滞につき帰責事由があること、⑤ 履行遅滞により債権者に損害が発生したこと及びその額、⑥ ③と⑤の間に因果関係があることを満たす必要がある。→ 要件正しいか?
- (2) 本件において、AB 間で X500 ケースを 400 万円で売るという契約がなされていたことから債務は存在していた(①充足)。月ごとに X を受け取り代金を支払う契約を締結していたにもかかわらず、B は受け取りを拒絶し代金を払わなかった(②充足)。A は X を B の元へ持参して、受け取るよう B に求めたことから現実の提供が存在した(③充足)。11 月時点で X500 個をおくスペースがないと B は主張していたが、1 月後に 1000 個持参した際も同様の主張をした。契約時点で 12 月時点で 1000 個の X が B 元に届けられることは分かっていたうえ、一月もあって何の策を講じていな

再チャレンジ⑥

い B には履行遅滞に基づく帰責事由が認められる(④充足)。B が受け取らないことにより、A に 1000 万円の損害が発生している(⑤充足)。もし B が受け取っていたら A は金銭を受領できたうえに、履行されなかったことによる損失を被ることもなかった(⑥充足)。受領遅滞の損害の範囲？

よって AB 間に受領遅滞を原因とする損害賠償債権が存在する。

(3) なお、本問の事実関係に照らすと、B 社の側から提起できそうな反論を想定することはできない。売買代金債権の行使はどうか

H29 民事訴訟法基礎 [3]

1 本件において X の請求は認容されるだろうか。

(1) X は前訴認容額に高騰した土地代との差額の支払を求めたいと考えている。

しかし本訴の訴訟物は、前訴判決によって確定された X の損害賠償請求権と同一のものである。本訴請求には前訴確定判決の既判力が及ぶ。ならば前訴判決で確定された月額 8 万円を超える損害金の請求は、原則として訴えの利益を欠くことを理由に訴えを却下すべきではないか。

(2) 裁判所が月額 8 万円の支払を命じたということは、その余の請求は棄却されて甲地明渡済みまでの賃料相当損害金として月額 8 万円の存在と月額 2 万の不存在について既判力が生じていたということである。とすれば、X が本訴で請求する前訴判決認容額との差額である月額 16 万円についても、すでに存在しないことが前訴判決において判断されていた。よってこの判断を蒸し返すことになる本訴請求は、信義則により不適法却下されるはずである。

(3) しかし X が本訴を提起したのは、単に前訴の蒸し返しではなく甲地の地価高騰等の事情変更が前祖判決後だったからである。加えて本訴・前訴を通じて問題となった賃料相当損害金は、明渡済みという将来の時点に至るまで継続して生じる損害であり、過去の一回的な損害の分割請求とは異なる。したがって上記のような事情変更は前訴において予見可能性はない。ならば前訴においてこの点にかかる X の手続保障はなかったと認められる以上、月額 16 万円の差額分には及ばないと解すべきである。

(4) よって前訴判決の訴訟物と後訴判決の訴訟物が異なるために、前訴判決の既判力に抵触しない。そこで X の請求を実現する手段として、新たに訴えを提起して差額を追加的に請求する方法を採用することができる。

2 (1) 判例では本件と酷似したケースにおいて一部請求説を採用した。一部請求説とはその当時利用可能であった算定基準を適用して同じ損害を査定した全部請求を認容したものである。この説に対する批判として、前訴では当事者も裁判所も全部請求と観念している。にもかかわらず後訴が提起された段階で前訴が一部請求であったとするのは結果論である。このように一部の「明示」を擬制的に判断することは、前訴の審判対象を明確にして被告に対する不意打ちを防止するという「明示」が要求される趣旨に反する。このような問題点から判例の立場は学説から批判されている。

(2) ここで私が用いるべきだと考えるのは 117 条類推適用説である。117 条はその算定の基礎を現在の時点で確定あるいは予測することが困難である場合に定期金の形で賠償の支払を命じる。そして損害額の算定の基礎とした事項に著しい変更が生じた場合には、そのことを理由に変化した賠償額に柔軟に対応するための制度である。

(3) そもそも 117 条が本件において適用できるかが問題となる。なぜならば前訴判決の基準事後の不法占有による損害金は「口頭弁論終結前」に生じた損害ではない。また前

再チャレンジ⑥

訴が一時金賠償の判決である以上、「定期金」の賠償を前提とする 117 条を直接適用することはできない。

ア しかし将来給付の判決は損害が現実化するのが弁論終結後である点で「定期金」の賠償を命ずる判決と共通がある。

イ また差額の給付を求める訴えは、前訴で確定された不法行為と同一態様であることが前提とされており、損害額のみ変更を求めるものである。これは権利根拠事実の存在を前提に「口答弁論終結前に生じた損害」の額の変更をする判決と構造において類似する。

ウ さらに 117 条で定期金賠償判決の変更が可能とされた根拠は、定期金賠償判決が、変動可能性を内在する賠償額算定の基礎事情に関する予備的判断であることから、暫定的に法律関係を確定するに過ぎない点に求められる。

そして将来給付の判決も変動可能性を内在する賠償額算定の基礎事情に関する予測的判断であることから、定期金賠償判決と共通する。

エ ならば将来給付の判決についても「損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合」には、定期金賠償金判決と共通する。

オ そうすると将来給付の判決の判決についても「損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合」には、定期金賠償判決と同様に、前訴の既判力を破る必要性および許容性が認められる。

カ 以上により、将来の給付判決について損害額算定の基礎事情に著しい変更が生じた場合には、117 条を類推する基礎があると考えられる

(4) 以上によって 117 条を類推適用することができる。また 117 条の趣旨から考えても、一部請求説より論理的にふさわしいと考えた。

書 せいの 順 存

第2問

1. (1) [事実] 1及び6~7をもとにE社による債権者代位権の行使が認められるか否かを以下検討する。

(2) E社の債権者代位権の行使(423条1項)は、(ア)被代位権利の存在(イ)保全の必要性(ウ)被保全債権の存在、(エ)債務者が被代位権利を行使しないことが認められなければならない。以下検討する。ただし書き

(3) 本件において、(ア) E社はA社に対して合計900万円の売買取金債権を有しており、いずれも弁済期が到来しているが、A社はE社に弁済できていない。(イ) 充足。(ウ) A社の当座預金の残高は数万円であり、本所有している社屋及びそれらの敷地については抵当権が設定されており、いずれも担保割れの状態である。このことからA社は無資力状態であり、保全を保全をはからなければE社に弁済することは難しくなることが予測できるから、保全の必要性があるといえる。(ウ) 充足。(エ) A社には、弁済されていないB社との売買取金に関する債権がある。(エ) 充足。(エ) (ウ) のような債権があるにも関わらず、A社は大手の冷凍食品会社であるB社と法的紛争に発展することを恐れ、B社に対して特段の請求を行っていない。(エ) 充足。ゆえにE社は債権者代位権の行使をすることができる。OK

2. (1) 次に①について検討する。① E社が代位権行使することが考えられるA社の権利は、(a) AB間の売買取金債権、(b) B社の売買取金債権の不履

第2問

行を理由とする損害賠償債権、(c) B社の受領遅滞を理由とする損害賠償債権である。以下それぞれについて、B社から提出されるであろう反論を踏まえ、検討する。OK

(2) (a) AB社間の売買取金債権に基づく売買取金債権は、合意がなされてから、11月末日、12月末日が経過していることから、800万円の売買取金債権があるといえる。そのための売買取金債権を債権者代位権で行使することができる。

(b) これに対しB社は、同時履行の抗弁(533条)を主張し、まだ商品を受けとっていないため、代金を支払っていないといふことが考えられる。しかし、A社は契約どおりに商品Xを持っていたるもののB社の都合により、債務を履行できていないことから、同時履行の抗弁は認められないことが考えられる。→結論は?

(3) (b) B社の売買取金債権の不履行を理由とする損害賠償債権は、債務不履行による損害賠償(415条)の要件を満たせば認められる。

(i) 債務不履行による損害賠償は、(イ) 債務の存在、(ii) 債務不履行があること (ウ) 履行不能を正当化する事由の不存在 (エ) 損害の発生及びその額 (オ) 債務不履行があること、損害の発生及びその額の因果関係、(カ) 債務者の免責事由の不存在が認められれば行使することができる。以下本件において検討する。

第2問

(iii) (ア) 債務の存在は、A社とB社はX500ケースをA社がB社の倉庫まで搬送しB社はX500ケースを引き換えに代金400万を支払うという契約を締結していることから、代金400万を支払うという債務をB社は持っている。(ア) 充足。

(イ) (ア) で述べた契約は継続的な契約であり、毎月末日に売却するというものである。しかし、B社はすでにA社が契約どおり11月末日、12月末日にX500個を搬送したにもかかわらず格納スペースがないことを理由に受取拒否を拒絶し、代金も支払っていない。(イ) 充足。

(ウ) 履行ができていない理由は、B社の格納スペースがないという身勝手な理由であり、B社の履行不能を正当化する事由は不存在である。(ウ) 充足。

(エ) B社の不履行によりA社は、1000万という損害を被っている。(エ) 充足。

(オ) (エ) で述べて損害は、B社が(イ) で述べた債務不履行をしていなければ発生しなかったものである。また、B社の債務不履行により、A社はB社から受けとれなかった売買取金債権800万に加え2か月間Xを管理するのに用いた約200万の損害も発生している。これは、XをB社が契約どおりに受けとってなければ発生しなかったで

第2問

あろう損害である。ゆえに(イ) B社の債務不履行と(エ) 損害の発生及びその額には因果関係があるといえる。(オ) 充足。OK

(カ) 債務者を免責できる特段の事情は存在しない。(カ) 充足。ゆえにB社の債務不履行に対して損害賠償を請求することが認められる。

また、本件の債務不履行に対する損害賠償請求権についてB社が反論することは考えられない。

(4) (c) B社の受領遅滞を理由とする損害賠償請求権は、受領遅滞(413条2項)の要件を満たせば認められる。

(iii) 413条2項は、(イ) 債権者が債務の履行を受けることを拒否し、(ii) 拒否が正当な場合、(iii) (イ) その履行の費用が増加したとき (ウ) (ア) と(イ) に因果関係が認められればその増加額は債権者の負担とすると規定している。以下本件について検討する。OK

(iii) (ア) 本件においてA社はB社の倉庫までX500ケースを搬送したがB社はX500ケースを格納するスペースがないことを理由として受領を拒絶している。(ア) 充足。

(イ) A社はB社が受領してくれないためにXを管理する費用として約200万円支出している。(イ) 充足。

(ウ) (イ) で述べた費用はAが契約どおりに受領してくれていたらなかった費用である。(ウ) 充足。ゆえに413条2項に基づいてB社の受領遅滞を理

第2問

由とする損害賠償請求権は認められる。
(iv) これに対しBは、反論することはできない。→どうか？
(v) 以上のことから、E社は、債権者代位権を行使し、(a) AB間の売買契約に基づく売買取金債権 (b) B社の売買取金債権の不履行を理由とする損害賠償請求権債権 (c) B社の受領遅滞を理由とする損害賠償債権を主張できる。
以上

5

第2問

民事訴訟法 平成29年度

第3問

1. 裁判所はXの本訴請求をどのように処理すべきか、以下検討する。
2. 本件において、前訴ではXのYに対する甲地上の丙建築物の一部の不法占有と甲土地明け渡し請求および甲地の不法占有による平成20年5月16日から明け渡しまでの月額10万円の割合による賃料相当損害賠償請求訴訟が提起され、前者の全部を容認し、後者を月額8万円の限度で一部認容する判決が確定している。また後者は将来給付の請求を認容したものである。訴訟物Xを示す。
3. 本件において、本訴では前訴と同一当事者間で提起されたものであり、訴訟物は前訴の口頭弁論終結後に生じた甲の地価高騰により月額8万円の賃料相当損害金が不相当になったため平成28年4月当時の賃料相当損害金である24万円との差額の支払請求権である。訴訟物Xを示す。
4. このように本訴の訴訟物は前訴で確定されたものと同じのものであるから、原則として訴えの利益を欠くことを理由に却下すべきかが問題となる。そこで既判力の及ぶ範囲が問題となる。
5. (1) まず既判力により権利の存在が確定されるが、私法上の権利関係は時間の経過とともに変動する可能性がある。そこで確定判決がどの時点での権利関係の存在を確定するものか、既判力の基準

7

第3問

時をいかに解するかが問題となる。
(2) 当事者は事実審の口頭弁論終結時点で訴訟資料を提出することができ、かかる時点では既判力の正当な根拠である手続保障が及んでいる。そこで即ち判力の基準時は、事実審の口頭弁論終結時である。基準時。
(3) その上で本訴の訴訟物は、訴訟物は前訴では請求しなかった差額部分であると解することが出来る。
(3) 本件においてXが本訴を提起したのは、単なる前訴の差し渡しではなく、前訴の口頭弁論終結時に起きた事情変更に基づくものである。本件における賃料相当損害金は、将来に至るまで生じる損害であるから、過去の一回的な損害とは異なる。ゆえに上記のような事情変更は前訴の口頭弁論において予見可能性はなく、前訴でXにかかる手続保障はなかつたといえる。ゆえに母額訴訟物である差額の支払請求権は口頭弁論終結時即ち判力の基準時とするので既判力は及んでいないと解する。
6. 以上のことから、Xの本訴は前訴の既判力を受けないため、訴えの利益はあると認められ、再審される。
以上

2

1. 本件において、E社が債権者代位権の行使(423条)が認められるか検討する。E社が代位行使できることが認められるA社の権利は、
 ① 売買代金の支払請求債権(555条)、② Bの売買代金不払い
 に基づく債権不履行に基づく損害賠償請求債権(415条1項
 本文)、③ 差額差滞による損害賠償請求債権(413条1項、415条
 1項本文)である。OK

2. (1) P. 423条の適用が認められるには、(a) 被保全債権があること、
 (b) 被保全債権の保全の必要性があること、(c) 被代位権利が
 あること、を充足する必要がある。ただし書き

1. 本件では、E社はA社に対して900万円の本件債権を有してい
 る。よって、本件債権の弁済期も到来している。

よって、Eは被保全債権を有している(a)充足。

ウ. A社に当座預金は数万円であり、かつ、社屋並びにそれらの
 敷地についての相当権は担保割れている。よって、Aは、Bに
 対する800万円の債権以外に、責任財産を有していない。(無効)

また、A社は、B社と法的紛争に発展することを恐れ、B社に
 対し、和解の請求を行っていない。

したがって、E社は、A社にB社に対する800万円の債権を900
 万円を回収するために、A社のB社に対する800万円の債権を
 保全する必要がある(b)充足。OK

I. (c) 被代位権利の検討は、①~③のAの権利二つに分
 けて行う。

(2) ① 売買代金債権(555条)について。

1/4

P. 555条に基づき、A社とB社はXの継続的な売買契約を締結した。
 その内容は、A社がB社にX 500Y-Sと400万円を毎月末日に売却す
 るというものである。2014年1月1日時点では、2013年11月末日、同年
 12月末日にBがAに支払うAがBから支払われる予定であ
 り、800万円の債権を有している。よって、AはBに対し、800万円の支
 払請求権を有している。

1. これに対し、B社は423条の4に基づき、以下の反論を主張する。
 当該売買契約は、X 500Y-Sと引き換えに400万円を支払う内容の
 ので、555条に基づき同時履行の抗弁としてAがBにX 1000Y-S
 を提供するまでは、代金800万円は支払われないと主張する。

しかし、本件では、A社はB社倉庫でXを持蔵しているから、
 履行の提供を既にしている。よって、B社の反論は認められない。
 したがって、要件(c)を充足する。

ウ. よって、売買代金債権についての債権者代位行使は認められる。
 (3) ② 債権不履行に基づく損害賠償請求債権(415条)について。

P. AB間の売買契約において、Bは代金800万円を支払うという債務
 を負っている。しかし、この債務を履行していないので、415条に基づき、損害
 賠償を請求できるか。

1. 415条を適用するには、(i) 債務の存在、(ii) 債務不履行の存在、
 (iii) 損害、(iv) (i)と(ii)の因果関係、(v) 債務者に責任意由がな
 さいこと、を充足する必要がある。

ウ. 本件では、800万円の支払債務があることは明らかで、履行してい
 るが、800万円の損害が生じた。Bが800万円の履行をしないから、Aは

2/4

(第 二 問)

800万円の損害を被るに比して、たゞに、~~被害を被るに~~
~~被害を被るに~~被害を被るに

よって、条件 (i) ~ (iv) すべて充足する。

2. 訴訟請求は、Bは42条の4に基づき、免責事由がないと主張
論ずることを求めた(41条(項但書))。

したが、要件②を充足す。

才 お、債務不履行に基づく損害賠償請求権についての債権者代
位権行使は認められる。OK

(4) ~~ア~~ B社の受領遅滞に基づく損害賠償請求権(41条^{2項}~~1項~~, 415条)
に742。

甲. 415条と^{122条}通則等には、415条の要件に加え、(A)債権者が債権者の履行を受けざるを拒み、又は受けざるが過ぎたこと、(B) ~~債権者~~ 履行の費用が増加したこと、(C) (A)と(B)に因果関係があると、充足する必要がある。

1. 本件では、2の③で述べたように、415条の要件を充足している。よって、B社は、2013年11月末日、2013年12月末日にX5004-2の受取りを拒否している。

よて、債権者Bが債権者Aの履行を拒絶しているの2、(A)を
充足する。

ウ. ~~我が国500年~~の発展と持続性について 2014年1月1日
時点では、Aに1000万円の損害が発生した。事業は終了。

$$\frac{3}{4}$$

（第 問）

これは、~~500円~~ B社が契約の内情通りに800万円を支払った
ば増徴された損害といえる。

5.2. (b)(c) 是充足可子。 ok

工. 水口と水口社は423条の4に基づき、債権者に受領義務
はないと原論で可と考えられぬ。

しかし、本件売買契約の締結に際しての内容は、AがX500
Yを提示するのと引き換えにBが代金400万円を支払うという
こと。A B双方の合意に基づき、Bが代金を支払わ
ずとも、信義則(1条2項)に反する。

よ2. Bの反論は意味されないから「要件①」を充足する。

木. 以上が、受領滞滞に基づく損害賠償請求権についての債権者代位行使は認められる。

3. 以上より、E社はA社に代わって、B社に対し、①800万円の売買代金支払請求権、②800万円の支払債務不履行に基づく損害賠償請求権、③1000万円の受領済者に対する損害賠償請求権、の行使が認められる。

以上

4/4

民事訴訟法基礎

第 1 問

1. 本件において、裁判所は、Xの本訴請求をどのように処理すべきか。

本訴請求の訴訟物は、平成20年4月当時の賃料相当額損害金である月額24万円と前訴判決が認めた月額8万円の賃料相当損害金の差額である月額16万円の賃料相当額損害金の支払請求権である。不法行為に基づく損害賠償請求権。

もっとも、本訴の訴訟物は、前訴判決によって確定されたXの損害賠償請求権と同一のものである。と訴訟物で示す。

そこで、14条1項にいう「既判力」が本訴請求に及び、Xは訴えの利益を失くすものとし、審判を却下すべきか問題となる。

2. (1) 既判力とは、確定判決のその事件を決着済みのもので、判決の内容を以後の当事者間の関係に拘束する基準として通用される効力という。何について

本件では、平成24年5月21日に提起した前訴は確定した。この~~既判~~既判力が生じていると捉えるのが原則である。前訴の訴訟物は、①XのYに対する甲地上の丙建物の一部収去甲土地明渡請求、および②甲地の不法占拠による平成20年5月16日から明渡済みまでの月額10万円の割合による賃料相当損害金請求である。不法行為に基づく

では、本訴の訴訟物に、前訴の既判力が及びかについて、判例に依拠して検討する。

(2) A. まず、前訴は本訴との関係において賃料相当損害金の一部請求と角解し、残部請求には前訴確定判決の既判力が

第 2 問

判例の

は反は認めざる判例がある。その見解の根拠は、将来の賃料相当損害金についての請求をする者は、口頭弁論終結後の事情を予測することが不可能であるというものである。よって、口頭弁論終結後の事情により、適正賃料額との差額に相当する損害金については、主張、立証することは不可能である。(判例1)。

1. 他方、前訴における一部請求の全部または一部が棄却された場合には、信義則上残部請求をすることは不適法として却下された判例がある(判例2)。判例2の根拠は、前訴で請求した残部は、前訴で請求した一部と別の訴訟物ではないこと、一部が棄却されたとしても、残部は存在し得るというものである。さらに、被告にとり、同一の請求権については、前訴で既に決着済みであるという合理的期待がある。このように前訴の熟し返しをすることは、争訟の事情がなくなり、信義則に反して許されないとする。OK

(3) ~~判例1と判例2~~以上をふまえて本件について検討する。

すなわち、判例2によれば、前訴では、8万円の請求については認容されているが、2万円については棄却されている。よって、右は残部請求することは~~不可~~信義則上、許されないと考えられる。OK

しかし、本件では、前訴の口頭弁論終結後、物価の上昇、土地価格の高騰等により、甲地の賃料相当額は月額24万円となった。甲地の賃料相当額が高騰するという事情は、前訴の口頭弁論時には主張、立証することは不可能

（第 問）

2. 甲は、乙に、前訴と同請求権であるが、本訴は、前訴と同一の請求権であるが、甲地の価格上昇という特段の事情がある。と主張する。OK

3. 乙は、前例と同様に、本訴を前訴の残余請求であると認め、16万円の請求部分については、前訴の既判力が及ぶと主張すべきである。OK

4. したがって、裁判所は、乙の本訴請求を認容し、認容すべきである。OK

以上

第 3 問

と仮定する。次に同日行使の権利を行使する以上、B社はA社に対して、800万円を支払う必要がある。

このため、A社がB社に対して所有権取得金債権を行使し、B社が債権者地位権を行使する使用と仮定する。

結果として、B社は、所有権取得金債権を行使し、債権者地位権を行使し、B社の負債は消滅する。

C. 結果として、B社はA社に対して所有権取得金債権を行使し、B社が債権者地位権を行使する使用と仮定する。OK

(2) ii) に付いて、

A. B社は、A社がB社に対して所有権取得金債権を行使し、B社はA社に対して所有権取得金債権を行使し、B社の負債は消滅する。

この結果として、A社はB社に対して債権者地位権を行使し、B社はA社に対して所有権取得金債権を行使し、B社の負債は消滅する。

B. 本が「行使する以上」とは、債権者地位権を行使し、B社の負債は消滅する必要がある。

(A) 要件として、① 本来債権の発生原因事実、② ①に基づき行使の期が定められ、行使権が行使の期を失ったこと、③ 債権者が自己の債権について現実の行使を怠ったこと、④ 行使の期にいつまで経っても行使しないこと、⑤ 行使の期にいつまで経っても行使しないこと及びその客観、⑥ ④⑤の期間に因果関係があることが求められる。

(B) 本を行使についてすると、A社とB社は本来債権と債務関係にある。B社は

第 4 問

所有権取得金債権(1000万円)を行使(④充足)。

本が「行使する以上」とは、毎月末日であり、B社は11月末日と12月末日において債権を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

次に、A社は、11月末日、12月末日にA社の負債を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

以上、B社はA社の負債を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

このため、A社はA社の負債を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

このため、A社はA社の負債を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

(2) ii) に付いて、

A. A社はB社がA社の負債を行使し、B社はA社に対して所有権取得金債権(1000万円)を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

このため、A社はA社の負債を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

(C) 本が「行使する以上」とは、B社の負債は消滅する必要がある。

C. 本が「行使する以上」とは、B社の負債は消滅する必要がある。

このため、A社はA社の負債を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

以上、B社はA社の負債を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

(3) ii) に付いて、

A. A社はB社がA社の負債を行使し、B社はA社に対して所有権取得金債権(1000万円)を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

このため、A社はA社の負債を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

以上、B社はA社の負債を行使し、B社の負債は消滅する(④充足)。

B. 本が「行使する以上」とは、B社の負債は消滅する必要がある。

解法 (完成例題 2.3) ③

第

問

(a) 要件として、①債権者が債権を放棄したことに反して債権を行使し、
②債権者が債権を行使した結果として、③①に反して債権者に損害を及ぼす
場合、が該当する。

(b) 決を本件についてみれば、B社は、A社にF32の資金債について
11月末日と2月末日に付託金している(①充足)。

よて、A年とB年(同月日)にXとYとの関係は等しいといえる。
 同様の考えがAとCについてもいえる。(②充足)。

したが、日本ではその肩負うべき使命を「橋梁」内スペースが持つという理由から、
取組まれており、これは月間計画は月次の原則に「経営理由」が加えられる（⑤）点だ。

(c) 二つのことから、貸付金還滞は、若くは貸付金償還金の滞りによる。

C. 二本に付するB社の取組論として、B社が「優良企業」に成長することを目的とし、
 前項通端は「優良企業」の下にあり、優良企業は「優良企業」の下にあり、
 各が「優良企業」の下にあり、優良企業は「優良企業」の下にあり。

②、主として原領通譯に當り、預官給使の價值は、初めに立附けられ、
巴札の價值が判明した後は、更に喜恩から太監と主張者とを差くらふ。

(A) これについて、信義則上、不利を自己とする債権関係において、債権者は債権を有する以上において、信義則上、債権者として要求する債権者と同等の地位にある必要は、権利の義務者と異なすべきところがある。この点において、物の所有権と質権とを比べると、これは前者は質権と異なり、質権者としてあり得る。

したが、これに違反すれば、(信義則上の義務違反)→債権不行使
 にあたるといえ、尚領府審は債権不行使となすといえ。OK

(b) この条件に対して、 B 社に A 社と市況等とを関係づける

以上、 α を負債の義務を負っている人とする。この時、B社は11月
末日と12月末日にA社の償還金の提供を拒否している。

これは、信義則上の義務違反にあつては、債務不履行に於ける。

(c) 2の二から、後全選端を債解所決定せし、これに基づく損害賠償金額は、
は既述しうとて、日本の取立金は高止めされぬ。

正社の負債権は正社の財産は含めぬ。

4. よて、E客に付(買掛金)仕入控の付便は、本控代仕入控年引が、買掛金年引より
 若干の損害見割算金(買掛金)を、こは、毎年度繰上りに差出す買掛金割算金(買掛金)の
 100%の割合からなる。 OK

以上

第

問

その上で、債務不履行責任に於ける損害賠償の算定（419条）を念頭に置く。

第 問

1. 裁判所は、次の本訴請求をどう扱うに足るべきか。

又、本訴が提起した訴訟事件が、前訴における請求と同一のものであるから、前訴の確定判決の既判力が及ぶ。前訴判決で確定した月金8万円を上回る賃料の請求は、原告の利益を欠くとして、原告が訴下すべきではないと問題として。OK

2. (1) 又、前訴において、①戸所有権(民法206条)に基づく甲地の上の建築物の一部収去甲地明渡金請求権及び②戸所有権に基づく甲地の不法占拠の排除請求(民法16条)の日から明渡金請求の月金10万円の履行に相当する相当賃料の請求を提起している。計画的に

又、この前訴について裁判所は、①と②の月金8万円の甲地の賃料相当賃料請求の一部認容判決及び②の余り2万円の賃料相当賃料請求の一部棄却判決の確定判決を下している。又、この部分に既判力が及ぶ。

(2) しかし、又、前訴の口頭弁論終結後、物価の上昇、土地価格の高騰などの理由から甲地の賃料相当賃料が月金24万円に上ったため、その差額の16万円を差金請求を提起している。

この本訴は、原告と被告とが同一当事者間で争われたものであり、前訴判決に対して確定した次の賃料相当賃料請求と同一のものである。

このため、本訴請求のうち前訴の確定判決の既判力が及ぶ。前訴で確定した8万円を上回る賃料相当賃料の請求は、原告に利益を欠くとして、原告が訴下すべきではない。

(3) 本訴において、原告は一部請求が異なる本訴と一部請求が同一であると主張し、前訴について各請求の全部または一部が棄却された場合には、原告が原告請求をすべきことは原告から訴下されたと解する。

よって、前訴において原告が提起した本訴は、同一請求と認められ前訴の

第 問

1. 前訴事件の全部または一部が棄却されたとしても、この場合、原告が提起した訴訟事件が、前訴における請求と同一のものであるから、前訴の確定判決の既判力が及ぶ。前訴判決で確定した月金8万円を上回る賃料の請求は、原告の利益を欠くとして、原告が訴下すべきではないと問題として。OK

(4) この理由から、又、本訴が提起するものは、信義則(民法1条2項)に反するから、裁判所は原告が訴下すべきではない。

3. しかし、本訴において、物価の上昇、土地価格の高騰などの理由から、前訴の口頭弁論終結後、原告に利益を欠くとして、原告が訴下すべきではないと問題として。この場合、原告が提起した訴訟事件が、前訴における請求と同一のものであるから、前訴の確定判決の既判力が及ぶ。前訴で確定した8万円を上回る賃料相当賃料の請求は、原告に利益を欠くとして、原告が訴下すべきではない。

よって、前訴において原告が提起した本訴は、同一請求と認められ前訴の

2. (1) 本訴において、この事件が前訴事件に予見できない事情がある場合には、前訴判決の既判力が及ぶ。前訴判決で確定した8万円を上回る賃料相当賃料の請求は、原告に利益を欠くとして、原告が訴下すべきではない。

(2) 本訴において、この事件が前訴事件に予見できない事情がある場合には、前訴判決の既判力が及ぶ。前訴判決で確定した8万円を上回る賃料相当賃料の請求は、原告に利益を欠くとして、原告が訴下すべきではない。

よって、前訴において原告が提起した本訴は、同一請求と認められ前訴の

(2) 本訴において、この事件が前訴事件に予見できない事情がある場合には、前訴判決の既判力が及ぶ。前訴判決で確定した8万円を上回る賃料相当賃料の請求は、原告に利益を欠くとして、原告が訴下すべきではない。

よって、前訴において原告が提起した本訴は、同一請求と認められ前訴の

4. よって、前訴の口頭弁論終結後、物価の上昇、土地価格の高騰などの理由から、原告に利益を欠くとして、原告が訴下すべきではない。

よって、前訴において原告が提起した本訴は、同一請求と認められ前訴の

1. EはBに対して、自己のAに対して900万円の
元金に金貨債権（以下、本件債権とす）を担保
金貨債権として、AのBに対して900万円の債権を行使
（423条1項）して、本件債権を回収するに成功
した。

2. 債権担保の権利（423条）が成立するに必要
① 債権の存在の証明、② ①にない債権の担保
があること（423条1項）、③ 被担保債権が
債権であること、④ 債権担保が被担保債権に
優先するに必要である。以下に書き。

(1) 本問の被担保債権は、EのAに対して
900万円の元金に金貨債権である。また、本件債権
は、その11月1日以前に発生している（①充足）。

(2) 金貨の必要性が認められることは、被担保金貨債権が
金貨債権であることが無能力のときは認めら
れる。

また、被担保金貨債権は、900万円の金貨債権である。
そして、債権担保であるAには、担保権が認めら
れる。金貨債権が担保権として認められるのは、
担保権の存在が担保権として認められること
による。担保権はAに無能力である（④充足）。

(3) 担保権の権利として認められる債権は、(1) Aの
担保の元金に金貨債権、(2) Bの元金に金貨債権
の下の担保権の理由となる担保権の権利（423条）

(111) Bの元金に金貨債権の理由となる担保権の権利
金貨債権（423条2項）の下の担保権である。OK

P. (17) (1) 12月1日にAはBの元金に金貨債権を担保
金貨債権として、AのBに対して900万円の債権を行使
（423条1項）して、本件債権を回収するに成功
した。12月1日の800万円の元金に金貨債権を
担保金貨債権として、AのBに対して900万円の債権を行使
（423条1項）して、本件債権を回収するに成功
した。

(1) 担保権の権利として認められる債権は、(1) Aの
担保の元金に金貨債権、(2) Bの元金に金貨債権
の下の担保権の理由となる担保権の権利（423条）

また、被担保金貨債権は、900万円の金貨債権である。
そして、債権担保であるAには、担保権が認めら
れる。金貨債権が担保権として認められるのは、
担保権の存在が担保権として認められること
による。担保権はAに無能力である（④充足）。

(3) 担保権の権利として認められる債権は、(1) Aの
担保の元金に金貨債権、(2) Bの元金に金貨債権
の下の担保権の理由となる担保権の権利（423条）

また、被担保金貨債権は、900万円の金貨債権である。
そして、債権担保であるAには、担保権が認めら
れる。金貨債権が担保権として認められるのは、
担保権の存在が担保権として認められること
による。担保権はAに無能力である（④充足）。

(3) 担保権の権利として認められる債権は、(1) Aの
担保の元金に金貨債権、(2) Bの元金に金貨債権
の下の担保権の理由となる担保権の権利（423条）

[illegible][illegible]

(1) 二つの本問題に答えが与えらる。AB間の距離が
555kmにあり、BはAより9km、距離が1km
より9km、距離が1kmにあり、(1)より、

すると、A¹⁰⁰はB¹⁰⁰の性質を有するが、
 逆は、B¹⁰⁰はA¹⁰⁰の性質を有しない。(②参照)
 したがって、A¹⁰⁰の性質を有するものは、
 B¹⁰⁰の性質を有しない。(②参照)。

豫算 4101 不勝行が 120 札が 不勝行が
 通ふれゐるが 600 札 不勝行
 が 600 札 不勝行が 600 札 不勝行
 120 札 不勝行が 600 札 不勝行
 600 札 不勝行が 600 札 不勝行
 600 札 不勝行が 600 札 不勝行
 (4101 不勝行)。

[illegible]

13の不勝行の"1074121"; Aに880.710と
 記録は残さし727272の不勝行と推定
 の12月12日(12月12日)の"1074121" (④充足)

2.2 問題文中から、Bが原素2の因子
の事柄は言明されている。(5)点。

(1) 1924年2月 藤田の進捗が「~~何と~~」と。v. 2412
藤田(藤田)の進捗が「~~何と~~」と。v. 2412
藤田(藤田)の進捗が「~~何と~~」と。v. 2412

(エ) B の子音節は根で定む。 α ではない。

[illegible]

例 (3) (iii) にて α とする。 A^{α} は自明な群である。
 Γ に α が対応する。 B は自明な群である。
 Γ の α の Γ^{α} は A に等しい。 α は Γ の Γ^{α} の
 Γ^{α} の Γ^{α} の理由である。 Γ^{α} は Γ^{α} の Γ^{α} の
 Γ^{α} の Γ^{α} の。

[illegible]

$T = \frac{1}{\rho} p''$ 和 $\frac{1}{\rho} p''$ 不零。而 $\frac{1}{\rho} p''$

[illegible]

またBは、Bが甲乙と係争する下ポーアが、
CにCの理由にCが甲乙を「降参」せしめ
Cは「降参」せしめCは「降参」せしめ。

(内) しにがね、海原建三郎がけり、うけに整つ
く損害見替帳(413号2冊)が記されておる。

[illegible]

Handwritten: 高橋正樹の書

(17) 312 (iii) ከ ምዕራባዊ አካባቢ ይገኛል፡፡

以上より (I) ~ (II) のバリエーションにたいして
 対応するバリエーションが可能である。

(14) A は必ずある B の 2 倍の素数 w がある。
 素数 w は 2 を割り切らないから $w \equiv 1 \pmod{2}$ (14 完)。

(5) $\nabla \cdot \vec{p} = 0$: 片側開放系の圧縮性流体の運動方程式

[illegible]

ページ.

裁判所は、その本訴請求の目的に依り得るべき。

1. 右確定判決の判断内容の各部分の適否や否
を既判力に、判決主文が前記した訴答は甲の
右の判断に附す（以下略）。レテ、
本件では、甲乙上の両建物の一部が甲乙
地明渡し前におき、甲地の不特定部分に於
て平成20年5月13日から平成23年5月までの賃料相
当損害賠償請求を甲乙、乙の原の請求を棄却
して判断に既判力を及ぼす。→正確に

「甲乙に於けるに於けるが、」Xは本訴に
おいて、月限10万円の賃料相当損害賠償の
請求の訴答を提出している。

乙は、当事者及び訴答は同一である
ため、既判力に拘束されては問題となる。OK

(1) 前訴の一部請求、~~特許~~本訴の全部請
求である。但し本訴は甲乙の権利関係の
争点の争点が認められているから、右の
甲乙の争点の争点である甲乙の権利関係（争点）を
その民事訴訟法において争点請求の訴
答は認めざるべきである。

レテ前訴確定後乙が全部を自由に請求
できるとするが、前訴が全部請
求であるが前訴に附して争点を
争点としないとする。

乙は「原告が一部であることを明し、
乙は、原告が全部請求を争点とせず、

甲乙に於けるに於けるが、既判力は乙の範囲
にのみ及ぶ。OK

(2) 乙は本件に於いて、Xは前訴の
争点及び10万円を請求している。この事
は、一部であることを認めていることは言
えない。前訴請求の争点には、甲乙の争点
が上訴するところは認めてはならない。前訴
争点の一部請求がある。

(3) レテ、本訴は既判力に拘束されない。

(4) 乙は、裁判所は請求を棄却するべき
ではない。

乙は、前訴が月限10万円の争点、乙は
争点の争点を請求している。一部請求を棄
却する判決が確定して争点は争点を請求
する乙は争点の争点に於いて争点である
ことが問題となる。OK

(1) この点について、一部請求の争点を
争点に於いて、甲乙の争点を争点に於いて
争点の争点を争点とする。乙は争点の争
点の一部請求を棄却する判決は、争点の
争点を争点とするが、争点の争点を争
点とするが、争点の争点を争点とする。

乙は「原告が一部であることを明し、
乙は、原告が全部請求を争点とせず、
乙は、前訴の争点を争点とする。前訴が

9-部又は金部ニ

それゆゑの報告の合理的な見方は、矛盾を
二重の「矛盾」の原形を明らかにするところにある。

② の 1. ぬ、一部 諸君 ~~と~~ ^に 謝罪 可なり 然れども
 和雅 存じ たい 爲に、 傳言 せし 事 却 諸君 可なり こと 是、
~~是~~ 事 諸君 可なり 事 可なり こと 是、 然れども 信 義 果し こと 是
 諸君 可なり こと 是 可なり こと 是

(2) 人口は本市に比べて多い。新幹線の口駅并
新幹線駅あり、市街地の広さ、工業地帯の
多さ、国際空港、都市計画の進歩、甲
市に同じく人口の増加、新幹線の
あり、甲市の人口は上昇し、平成28年4
月現在には、~~市街地~~ 市街地 24万回が相当
人口とされている。人口は口駅并新幹
線駅には及びないが、工業地帯あり、市街
地の広がりにあたる。

~~このようにして、~~ 前節において、第2項の1について
の手続きが第2項は付いて記される。

(7) 17ヶ年、45歳の事情がありとして、新刊
12ヶ年11ヵ月以上、父の本音は、部から出る。

3. ~~お~~ おつて、新判のYの両新判紙を認
 べらる。OK